

「におい・かおり環境学会誌」執筆要綱

(令和7年7月25日改定)

1. 総則

本誌は、においとかおりに関連した諸分野について、価値のある論述、調査、研究技術開発の成果およびこれらに関する資料、情報などを掲載するとともに、におい・かおり環境協会と会員の活動などに関する情報などを提供する。

2. 誌名

- (1) 日本名 におい・かおり環境学会誌
- (2) 英名 Journal of Japan Association on Odor Environment

3. 掲載内容など

掲載内容とその種類・区分は表-1示すとおりとする。
報文（研究論文、技術論文）、ノートについては査読を行う。他の投稿原稿については編集委員会において内容検討を行う事がある。

表-1 掲載文の種類

種類	区分	標準 ページ数
1 巻頭言	依頼	1
2 特集、総説、論説	依頼、投稿	6
3 報文*（研究論文、技術論文）	投稿（査読）	6
4 ノート*	投稿（査読）	2~4
5 解説、講座	依頼、投稿	6
6 調査報告	依頼、投稿	6
7 訳文	依頼、投稿	6
8 技術資料	依頼、投稿	6
9 製品、装置、特許紹介	依頼、投稿	6
10 会員の声	投稿	1以下
11 文献紹介	編集委員会	
12 図書、出版物紹介		
13 官公庁ニュース		
14 協会ニュース、会報		
15 業界などの情報		
16 その他		

4. 報文（研究論文、技術論文）、ノートの投稿規程

(1) 総則

においとかおりに関連する基礎研究、応用研究ならびに事例紹介などで独創的、萌芽的または価値のある知見を含み、会員である読者が容易に内容の理解、あるいは知見の利用ができるように、できるだけ平易に記述したものとし、いずれも本誌に投稿される以前に他誌に公表されていないものとする。ただし、大学紀要、研究所報などに発表されたもの、国、地方自治体、業界、団体からの委託研究の成果報告書などに記載されたものについては、投稿を認める。その場合は、発行物に掲載された内容のコピーを添付する。

なお、学会、シンポジウム、研究発表会、国際会議などで発表されたものについては、投稿を認める。

(2) 言語

原則として日本文または英文とする。

(3) 投稿原稿の内容

査読対象となる投稿原稿は、原則として以下に規定される内容を含むものとする。

1) 報文

信頼性が高く、学術的または技術的に価値があり完成度の高いもの。

- a) 研究論文 独創性のある理論的または実証的な研究
- b) 技術論文 新しい知見を与える有用性、実用性に富んだ実測、実験、調査などの研究

2) ノート

断片的ではあるが、有意義な知見と技術、興味ある実験結果など成果が簡潔に記されているもの。（完成度が高くなれば報文として投稿できる。）

(4) 報文およびノートの構成と内容

表-2 (1) および表-2 (2) に示すとおりとする。

(5) 投稿

- 1) 会員であることを原則とするが、会員、非会員を問わず投稿することができる。
- 2) 投稿原稿は本執筆要綱と執筆の手引きに従って作成する。
- 3) 投稿原稿は、電子媒体により提出する。
- 4) 原稿の長さは原則として、1編当たり刷り上り報

※においとかおりに関連した諸分野の例

規制と政策、大気環境、住・作業環境、食品のにおい・かおり、におい・かおり成分の分析・測定、におい・かおり成分の解析・評価、官能評価、嗅覚生理・心理、消・脱臭技術、防脱臭装置の特性・性能、かおりの活用など

表-2 (1) 報文の構成と内容

項目	項目の表示例	主な内容
1	表題	表題, 著者名(姓名), 所属機関名, 所在地(郵便番号も含む), 責任著者連絡先(電話番号, E-mail, FAX番号)とこれらに対応する英語を併記. 責任著者は*で示し, E-mailはフッターに記載すること. 詳細は執筆の手引きを参照
2	要旨	本文の内容の要点について全文を通読した場合と同様に伝えることができるもので, 具体的に記述(400字以内)
3	キーワード	日本語およびそれに対応する英語とし, 報文の内容が分かるような熟語を本文から選ぶ(5ワード程度)
4	緒言	関連文献を挙げて本報文の背景, 目的および意義などを記述
5	実験材料と方法	実験材料と実験方法, 解析方法, 調査方法
6	結果および考察	研究, 実験, 解析, 調査の結果, 成果およびそれらに対する考察など
7	結語	結論, 結言
8	参考文献	参考文献
9	補遺	補足, 注釈, 参考資料など
10	英文要旨	和文要旨の英訳(200語程度)したもので, 十分な英文推敲が行われていること(表題, 著者名, 所属, 所在地も記載)

- (注) 1. 研究方法は他の研究者などが追試, 検証できるように, 要領よく丁寧に記述する. 記述が長くなるときには補遺で説明する.
 2. 内容は, 原則として専門分野の異なる者にも概略が十分に理解できるものとする.
 3. 研究に使用されているサンプル名や研究場所, 時間を特定することで第三者の不利益になる可能性がある場合は, 編集委員会の審査を経たうえで, サンプルが特定できないような記載も考慮する.

表-2 (2) ノートの構成と内容

項目	主な内容
表題	表題, 著者名(姓名), 所属機関名, 所在地(郵便番号も含む), 責任著者連絡先(電話番号, E-mail, FAX番号)とこれらに対応する英語を併記. 責任著者は*で示し, E-mailはフッターに記載すること. 詳細は執筆の手引きを参照
要旨	本文の内容の要点について全文を通読した場合と同様に伝えることができるもので, 具体的に記述(200字以内)
キーワード	日本語およびそれに対応する英語とし, ノートの内容が分かるような熟語を本文から選ぶ(5ワード程度)
本文	目的を明確に記述 研究, 実験などに関する装置, 原材料, 方法, 解析, 調査などに関する手法, 手段に関する記述 得られた知見や技術, 実験結果などの成果を簡潔に記述
参考文献	<執筆の手引き(ノート)参考文献の記載例を参照>
補遺	読者の内容理解が容易になるように補足, 注釈, 参考資料などを補足記述する.
英文要旨	和文要旨を英訳(200語程度)したもので十分な英文推敲が行われていること(表題, 著者名, 所属, 所在地も記載)

- (注) 1. 本文の作成は, 執筆の手引き(ノート)を参照する.
 2. 研究方法は他の研究者などが追試, 検証できるように, 要領よく丁寧に記述する.
 3. 内容は, 原則として専門分野の異なる者にも概略が十分に理解できるものとする.
 4. 研究に使用されているサンプル名や研究場所, 時間を特定することで第三者の不利益になる可能性がある場合は, 編集委員会の審査を経たうえで, サンプルが特定できないような記載も考慮する.

文6ページ、ノート2~4ページ以内(図、表を含む)とする。

- 5) 原稿は本会編集委員会宛に送付する。編集委員会到着日を受付日とする。
- 6) 投稿カードを原稿の頭に付ける。
- 7) 英文による投稿について
 - a) 投稿前にネイティブによる英文校閲を受ける。
 - b) 原則として表題、要旨、キーワード、本文について英文に対応する日本語を添付する。
- (6) 審査
 - 1) 投稿原稿は複数の審査員によって審査され、その採否は編集委員会が決定する。
 - 2) 報文およびノートの査読の判定基準は以下のとおりである。
 - a-1) 報文では目的に対しての相当する結果が得られているか。提起した問題、導入した概念や方法、発見した事実や法則の新規・独創性および得られた結果の学術的および技術的な新規性・有用性があるか。
 - a-2) ノートでは目的に対しての相当する結果が得られているか。有意義な知見と技術、興味ある実験結果であるか。
 - b-1) 報文では論旨、論拠の妥当性、方法(実験、調査など)とその結果の信頼性・再現性および研究展望、研究の位置付けなどが明快に記述されているか。
 - b-2) ノートでは実験、調査などの方法とその結果が簡潔にまとめられているか。
 - c) 表現、用語や関連文献引用の適切さおよび商業主義からの中立性があるか。
 - d) ヒトを対象とした実験に基づく報文およびノートは、次の①、②または③を満たしていること。
 - ①いわゆる「ヘルシンキ宣言」(1964年承認2008年改訂)の精神に則って行われた実験であり、研究者の属する機関の倫理委員会などの承認を受けたものであることが本文に記載されていること。
 - ②実験は、一般的な基準(嗅覚測定法安全管理マニュアル*など国が示す指針)を参考として行われたものであり、その旨の記載が実験方法にあること。また、実験にあたっては、被験者に対し、実験内容等についての十分な説明を行い、実験中も途中辞退が可能である点を伝え、同意を得たうえで行われたものであること。あわせて全て実験者(執筆者)の責任のもとに行われたものであること。(インフォームドコンセントを得ていること。)

*環境省環境管理局大気生活環境室:(平成14年12月)、“嗅覚測定法安全管理マニュアル”, p1-p30, 環境省。

- ③アンケート調査・インタビュー調査の場合も倫理審査またはインフォームドコンセントを得ていること。
- e) 動物を対象とした実験に基づく報文およびノートは、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成18年環境省告示第88号)を遵守して行われた実験であり、研究者の属する機関の該当する委員会などの承認を得ていることが本文に記載されていること。
- 3) 編集委員会は投稿原稿について、加筆、修正、補足、削除、訂正を求めることができる。これらの変更に必要な期間は、ノートにおいては14日以内、報文においては30日以内を基本とし、これより遅れた場合は新規投稿として扱う。
- 4) 査読の結果「採用」の報文およびノートには採用決定日を明記する。採用決定日は、掲載可に決定した期日とする。なお、ノートは受付日から採用決定日までの期間を原則4カ月とする。
- 5) 査読の結果「再査読」の場合は、修正された原稿について改めて査読を行う。
- 6) 査読の結果が「不採用」の場合で、その不採用の理由に対して、投稿者が明らかに不当と考えた場合には、不当とする理由を明記して、編集委員長宛に異議申し立てをすることができる。
- (7) 校正

著者校正は1回行う。原稿になかった字句などの本文への挿入は、編集委員会が認めない限り許されない。
- (8) 費用など
 - 1) 責任著者が会員の場合は掲載料を無料とし、責任著者が非会員の場合は掲載料を1編当たり12,000円(税別)とする。ただし刷り上り報文が8ページを超える場合には会員の種別に寄らず、1ページ超過につき5,000円(税別)を著者負担とする。
 - 2) 図、写真などに関しては、「執筆の手引き」による。
 - 3) 印刷上の誤りについて発行日から6カ月以内に著者から申し出があった場合には、これを掲載する。
 - 4) 印刷上の誤り以外の訂正、追加、補足、削除、修正などについて著者の申し出があり、編集委員会がそれを適当と認めた場合に限り掲載する。
 - 5) 別刷りは有料(実費)とする。
 - 6) J-STAGEの電子付録を希望される場合は有料(実費)。
- (9) 電子付録

本文への記載が冗長となる事項(記号の定義、数式の

導出、装置の説明など)や、画像、映像、ソースコード、ソフトウェア、データなども、電子付録とすることができる。電子付録は、投稿原稿とともに提出する。ただし電子付録は審査の対象外であり、著作権は著者に帰属する。その論文等に別段の記載がある場合を除き、電子付録の利用者は、その全部又は一部を複製し、利用することができる。

5. 報文およびノート以外の掲載文

表-1の報文およびノート以外の掲載文についてもできるだけ本執筆要綱に準じる。

6. 著作権

- 1) 掲載文の著作権は、公益社団法人におい・かおり環境協会に帰属する。
- 2) 掲載文は、クリエイティブ・コモンズ【表示 4.0 国際】ライセンスに基づいた CC BY-NC-ND の条件下で掲載する。
- 3) 著者が自分の掲載文を自らの用途のために使用することについての制限はない。
- 4) 掲載文は、オンラインジャーナルとして独立行政

法人科学技術振興機構が運営する「J-STAGE」および株式会社メテオが運営する「メディカルオンライン」に掲載される。また、におい・かおり環境協会の Web サイトにも掲載される。

7. 利益相反

利益相反 (Conflict of Interest : COI) に関する情報開示を行うこと。投稿原稿の著者は、論文の作成や研究の遂行にバイアスをもたらす可能性がある利益関係 (金銭的・個人的関係など) について記載を行うこと。なお国や自治体から受けた研究費 (科学研究費補助金など) は利益相反自己申告の対象には該当しない。

8. 原稿提出先・お問い合わせ先

〒160-0008

東京都新宿区四谷三栄町 6-6 四谷 MS ビル 4 階

(公社)におい・かおり環境協会

におい・かおり環境学会誌 編集委員会 宛

TEL 03-6233-9011 FAX 03-6862-8854

E-mail kikanshi@orea.or.jp

ヒトまたは動物を対象(アンケート調査も含む)とした実験の有無(該当を○で囲む): 有・無

[実験期間] 年 月 日 ~ 年 月 日

ヒトを対象(アンケート調査も含む)とした実験の場合は以下についてもご記入ください。

倫理的規範について(1)

1.倫理委員会に諮り, 承認を得た : [倫理委員会名] [承認番号]

2.倫理委員会の承認を得ていない: [理由]

倫理的規範について(2)

被験者のインフォームドコンセントを得ている: はい・いいえ

記入内容に不正が判明した場合は, 当該論文の掲載を取り消すことがあります。

推薦される査読者の氏名・ご所属(専門分野)・メールアドレスを3名以上、必ずご記入ください。**[必須]**

	氏名	ご所属(専門分野)	メールアドレス
①			
②			
③			
④			
⑤			

注) 推薦された方が査読者になるとは限りません。また氏名・ご所属(専門分野)・メールアドレスの入力が必須です。

編集部記入欄

Received	年 月 日	受付番号	
Accepted	年 月 日		

著作権規程

〔 制定 令和6年9月30日 〕
〔 最終改定 令和6年9月30日 〕

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人におい・かおり環境協会（以下「本協会」という。）の図書、会誌、雑誌その他の刊行物（以下「刊行物」という。）に投稿された著作物、又は、本協会の刊行物に掲載するために本協会からの依頼で執筆された著作物（以下「対象著作物」という。）の著作権に関して必要な事項を定めるものである。用語の定義は、著作権法（昭和45年法律第48号）の例による。

(著作権の帰属)

第2条 対象著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、刊行物に投稿された著作物についてはその投稿の時点において、本協会からの依頼で執筆された著作物についてはその執筆の時点において、本協会に帰属するものとする。

(本協会による対象著作物の利用)

第3条 本協会は、本協会の判断で自由に対象著作物を利用することができ、第三者に対して有償・無償を問わず利用の許諾することができる。本協会は、対象著作物の利用許諾により得た対価については、本協会の活動に有効活用するものとする。

(著作者人格権の不行使)

第4条 本協会は、対象著作物の著作者名として、著作者が希望する氏名を表示する。

- 2 本協会が、対象著作物の内容、表現、題号に何らかの改変を加える場合には、あらかじめ著作者の承諾を得るものとする。
- 3 前二項を除き、著作者は、本協会、本協会から正当に権原を取得した第三者、本協会が指定する第三者に対し、対象著作物に係る著作者人格権その他の人格的権利を行使しない。

(著作者による対象著作物の利用)

第5条 著作者は、次の各号に定める条件に従う限りにおいて、対象著作物を自ら利用し、又は第三者に利用させることができる。利用にあたっては、その旨を本協会に事前に申請し許諾を得なければならない。

- 一 本協会による対象著作物の発行又は公開以降の利用であること
 - 二 対象著作物が本協会の刊行物に掲載されたものである旨を明記していること
 - 三 対象著作物の内容を改変しないこと
 - 四 利用に伴い著作者又は第三者が金銭的な利益を得ないこと
- 2 著作者自らが前項各号に定める条件に従って対象著作物を個人的に利用する目的で複製して利用する場合には、前項の規定にかかわらず、本協会に事前に申請することなく対象著作物を利用することができる。
 - 3 対象著作物にクリエイティブ・コモンズ・ライセンスが付されている場合には、第1項の規定にかかわらず、著作者は、当該ライセンス条件に従う限り、本協会に事前に申請することなく対象著作物を利用することができる。

(著作者の責任)

第6条 著作者は、対象著作物の内容について、自ら責任を負うものとする。

- 2 著作者は、対象著作物について、自らが著作者であり、かつ、第三者の著作権、産業財産権、肖像権、パブリシティ権、その他いかなる権利（以下「著作権等」という。）も侵害していないことを表明し、保証する。
- 3 対象著作物について、第三者から著作権等の侵害、第三者の名誉を傷付けるその他の理由により紛争、クレーム

又は請求（以下「紛争等」という）が生じた場合、著作者の責任と負担においてこれを解決するものとする。また、当該紛争等に起因又は関連して本協会に損害、損失又は費用（弁護士費用を含む。以下「損害等」という）が生じた場合、著作者は損害等を負担するものとする。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則（令和6年9月30日第2回通常理事会承認）

この規程は、令和6年9月30日より施行する。

公益社団法人におい・かおり環境協会 御中(kikanshi@orea.or.jp)

著作権譲渡契約書

投稿論文等（特集を含む）の著作権は、公益社団法人におい・かおり環境協会が定める「著作権規程」により、投稿された著作物についてはその投稿の時点において、本協会からの依頼で執筆された著作物についてはその執筆の時点において本協会に帰属します。つきましては、下記書式に必要事項をご記入のうえ、送付いただきたくお願い申し上げます。なお、著作者が複数の場合は、著作者全員の合意を得たうえで代表者が署名することもできます。

なお、当協会はクリエイティブ・コモンズ【表示 4.0 国際】ライセンスに基づいた CC BY-NC-ND の条件下で掲載いたします。

記

著作権規程に基づき、以下に掲げる投稿論文等の著作権を貴協会に移転することを承諾いたします。

掲載誌名

標 題

著作者名（複数の場合、全員を記載のこと）

年 月 日

署名（全員から権限を委任された代表者）

所属

以上